平成２２年（フ）第１６２４号
さいたま市緑区道祖土２丁目５番25号　エスポアール富士102
債務者　平田さゆり
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３２号
埼玉県南埼玉郡白岡町千駄野1132番地５　スイートペアⅡ―102
債務者　佐藤かおり
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５０１号
埼玉県春日部市緑町６丁目３番12―413号
債務者　富永　典子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
岩手県奥州市胆沢区小山字岩ヶ馬場27番地
債務者　三田かつ子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第１３０３号
埼玉県川口市西川口６丁目13番22号
債務者　立石堅次郎
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２８号
埼玉県新座市栄四丁目７番25号　シャトル・リヤ202号室
債務者　アーメッド　モハメッド　シャハブ
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３９号
さいたま市南区内谷２丁目４番16―302号
債務者　伊藤　敦子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５８号
埼玉県比企郡吉見町東野５丁目19番地１　ウエストバリー102号、旧住所さいたま市岩槻区本丸１丁目33番２号
債務者　濱田　榮子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４６号
埼玉県川口市芝新町４番25―503号　蕨グリーンハイツ
債務者　長江美貞こと　林　　美貞
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６７号
埼玉県朝霞市本町２丁目17番35号　ハイムアサカ101号室
債務者　河名　一夫
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７０号
さいたま市見沼区東大宮２丁目39番地６　セジュール高橋２―105、旧住所さいたま市南区神明２丁目３番22号　グリーンハイム神明201
債務者　服部　晋一
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９３号
埼玉県上尾市東町２丁目６番３―２号
債務者　若旅　一郎
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９６号
さいたま市岩槻区大字笹久保新田９番地２
債務者　遠藤　正直
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１５号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２番20―102号　駅前プラザ
債務者　山本　章江
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３６号
さいたま市南区根岸３丁目２番10号　エスパシオ101
債務者　川守田　猛
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３８号
さいたま市岩槻区東岩槻３―７―８　富士ハイツＡ棟102、住民票上の住所埼玉県春日部市小渕493番地１　春日部小渕団地８棟302号
債務者　内田　文子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８８号
埼玉県川口市川口５丁目11番35号　カーサビアンカ103号
債務者　乗冨　一彦
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係